

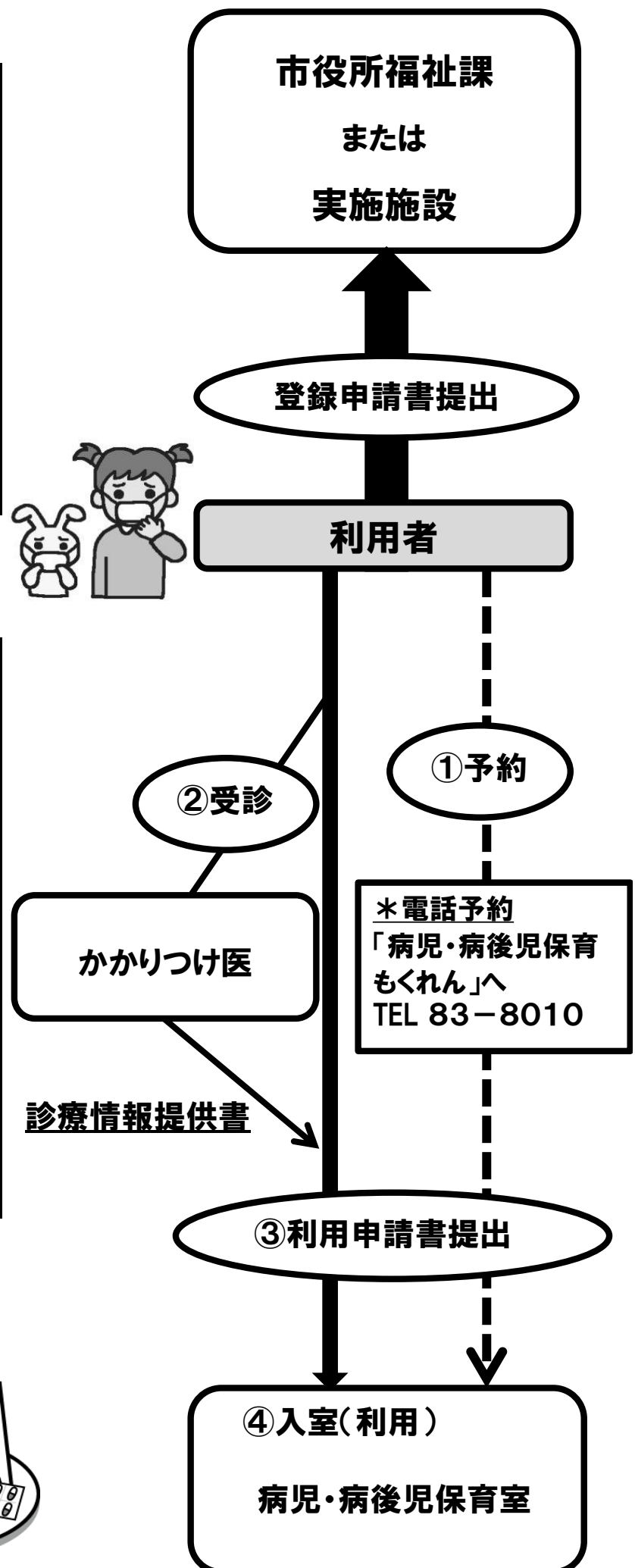
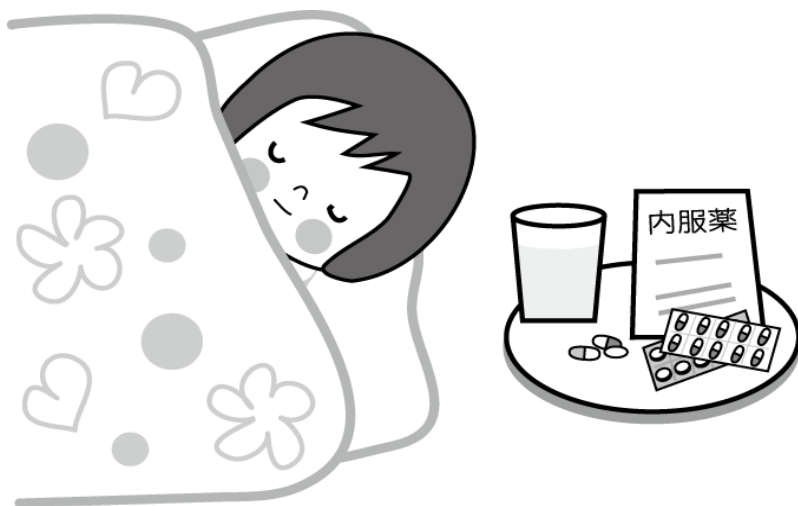
病児・病後児保育利用方法

事前登録

- ご利用を希望する方は、事前に登録が必要です。(毎年度申請が必要です。)
- 登録手続きは、市役所福祉課子ども子育て支援室窓口へおいでください。
※印鑑、母子手帳をお持ちください。
※市外の方は、雇用証明書が必要です。
- 緊急の利用の場合は、病児・病後児保育施設でも登録手続きが可能です。

利用申請

- ① 事前（前日）に利用施設に連絡し、予約をしてください。
- ② ご利用になる前に、必ずかかりつけ医を受診後、医師から「診療情報提供書」を記入してもらってください。
- ③ 利用当日、施設に「診療情報提供書」を持参し、利用申請手続きをしてください。
- ④ 入室（利用）



- ★キャンセルする場合は、速やかに施設にご連絡ください。
(連絡がなかった場合、キャンセル料が必要になることもあります。)
- ★お迎えなどの時間は必ずお守りください。
上記2点については、守られない場合は次回からのご利用をお断りすることもあります。